

都市計画運用指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>IV. 都市計画制度の運用の在り方について</p> <p>IV-3 開発許可制度について</p> <p>IV-3-2 一般的事項</p> <p>2. 執行体制の整備等 (前略)</p> <p>(4) 地方自治法第252条の17の2第1項の規定による市町村への権限の委譲については、当該市町村における執行体制、建築確認事務との関係その他関連する諸事項を十分勘案した上で、委譲する事務の範囲を吟味し、これを行うことが望ましい。この場合に、法第34条第11号及び第12号並びに令第36条第1項第3号ハの条例制定についての規定は、法第3章第1節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村に適用される規定であることに留意する必要がある。</p> <p>(後略)</p> <p>3. 開発審査会 (前略)</p> <p>開発審査会は、市街化調整区域及び居住調整地域における法第34条第14号関係の事務のほか開発許可制度の運用についても積極的な役割を果たすことが期待される所であり、開発許可部局においては、定型的に処理することが困難な案件について開発審査会と連携して適切な制度の運用に努めることが望ましく、この観点から、開発審査会の充実が期待される。また、開発審査会の開催については、定例会のみでなく必要に応じて随時開催する等できる限り弾力的に運用することが望ましい。</p> <p>また、開発審査会は、事務処理市町村は設置することができないものであることから、区域内に存する市町村の区域における開発許可が<u>地域の实情に応じて円滑かつ迅速に行われるよう、次により事務処理市町村と十分な連携を図</u></p>	<p>IV. 都市計画制度の運用の在り方について</p> <p>IV-3 開発許可制度について</p> <p>IV-3-2 一般的事項</p> <p>2. 執行体制の整備等 (前略)</p> <p>(4) 地方自治法第252条の17の2第1項の規定による市町村への権限の委譲については、当該市町村における執行体制、建築確認事務との関係その他関連する諸事項を十分勘案した上で、委譲する事務の範囲を吟味し、これを行うことが望ましい。この場合に、法第34条第11号、<u>同条第12号及び</u>令第36条第1項第3号ハの条例制定についての規定は、法第3章第1節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村 <u>(以下「全部事務処理市町村」という。)</u> に適用される規定であることに留意する必要がある。</p> <p>(後略)</p> <p>3. 開発審査会 (前略)</p> <p>開発審査会は、市街化調整区域及び居住調整地域における法第34条第14号関係の事務のほか開発許可制度の運用についても積極的な役割を果たすことが期待される所であり、開発許可部局においては、定型的に処理することが困難な案件について開発審査会と連携して適切な制度の運用に努めることが望ましく、この観点から、開発審査会の充実が期待される。また、開発審査会の開催については、定例会のみでなく必要に応じて随時開催する等できる限り弾力的に運用することが望ましい。</p> <p>また、開発審査会は、事務処理市町村は設置することができないものであることから、区域内に存する市町村の区域における開発許可の<u>適切な運用を確保するため、関係市町村と十分な連携を図ることが望ましい。</u></p>

ることが望ましい。

(1) 事務処理市町村が開発審査会に付議する案件を適時適切に処理することができるよう、その求めに応じてできる限り弾力的に開発審査会を開催すること。

(2) 開発審査会に付議する案件についての開発審査会における説明、委員に対する事前説明等については、事務処理市町村から求めがあった場合には、特段の支障がない限り、これらを事務処理市町村が自ら行うことができること。

(後略)

(後略)